

高知県地域活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第9条第1号において「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、高知型地域共生社会（制度や分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という一方的な関係を超え、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に支え合う、高知県ならではの「地域共生社会」の実現を目指すものをいう。以下この条において同じ。）の理念に賛同し、高知家地域共生社会推進宣言（同理念に賛同した上で、支え合いの地域づくりに取り組むことについての宣言）をした企業・団体（次条において「宣言企業・団体」という。）が主体となっていく、人と人とのつながりを創出する新たな地域活動を促進することにより、本県における高知型地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合いの力や県民の地域活動への参画意識が向上すること等を目的として、次条に規定する補助事業者に対し、地域活動の実施の際に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、宣言企業・団体（市町村を除く）とする。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 県の他の補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
- (2) 国、他の地方公共団体、団体等から補助所要額を超える補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
- (3) 政治、宗教若しくは特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適切でないと認められる事業

2 補助額は、別表第1に掲げる補助対象経費の実支出額と同表の補助限度額とを比較して少ない方の額を選定し、同表の補助率を乗じて得た額とする。

(募集期間)

第5条 この補助金の申請期間は、令和8年5月15日まで（必着）とする。ただし、郵送の場合は、当日消印有効とする。

- 2 知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する申請期間を延長し、又は追加の募集を行うことができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、前条の募集期間内に、別記第1号様式による補助金交付申請書に知事が別に定める書類(事業計画書等)を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申請がされたときは、別に定める高知県地域活動推進事業費補助金審査要領に基づく審査会を実施し、交付決定の適否の判断を行う。

- 2 知事は、前項の規定により申請が適当であると認めた場合は、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、速やかに当該補助事業者に通知する。

- 3 知事は、前項の規定による決定に当たって、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

- 4 知事は、前項に定めるもののほか、交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

- 5 申請のあった補助事業が第1項の審査会において不採択とされた場合は、別記第3号様式による補助金不交付決定通知書により通知する。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。

(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を作成し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更(廃止)承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業の廃止
- (3) 補助金額の増額
- (4) 補助金額の20パーセントを超える減額

2 知事は、補助金変更(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、別記第6号様式による補助金変更(廃止)承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(繰越承認の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、令和8年12月1日までに別記第7号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月末日(2月末日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日)のいずれか早い日までに、別記第8号様式による補助事業実績報告書を知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い

場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の補助事業実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第9号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(消費税の仕入控除)

第12条 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前条第1項の補助事業実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前条第1項の補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、第11条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高知県条例第 34 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第 8 条第 5 号及び第 6 号、第 12 条第 2 項、第 14 条、第 16 条並びに第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

1 補助対象事業

補助対象とする事業（地域活動）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- （1）第2条に規定する目的に資する、人と人とのつながりを創出する活動。
- （2）新たに行う又はこれまでの活動内容を拡充して行う活動。既存の活動は対象外。
- （3）宣言企業・団体の宣言内容の趣旨に沿う地域活動。

【地域活動（例）】

- ・地域住民向けの避難、炊き出し訓練 ・農業体験を通じた地域交流
- ・地域の子どもの対象としたものづくり体験 など

2 補助対象経費

事業実施に必要な報償費（諸謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（ボランティア保険料、通信運搬費等）、賃借料、委託料、備品費（50万円以上の施設財産、機械装置及び備品等は除く）

【対象外経費の例】

- ・経常的な経費（補助事業者の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）
- ・人件費（団体職員・構成員への報酬・給料、報償費、共済費）
- ・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費（例：商品券などの金券類）

3 補助率

10/10 以内

4 補助限度額

- （1）地域活動の実施に伴い新たな交流が見込まれる人数（交流者数*）に応じて、下表のとおり段階的に区分を設定する。なお、交流者数は延べ数ではなく実数とする。

（*交流者数：企画運営に携わる方＋地域活動に参加される方）

区分（交流者数）	補助限度額
50人未満	10万円
50人以上 100人未満	20万円
100人以上	30万円

- （2）補助事業者は、合理的な方法により交流者数の実数をカウントすること。
- （3）第11条第1項に規定する実績報告を行うに当たり、交流者数が交付申請時の区分を下回った場合は、実績報告の交流者数に応じた区分の金額を上限として補助金を確定する。ただし、悪天候や感染症の流行等、申請者の責めに帰すことができない正当な理由があると知事が認めるときは、申請時の区分を維持することができる。

別表第2（第7条、第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。